（発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の一部改正）

第三条　発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和四十年通商産業省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「原子力を原動力として電気を発生するために施設する電気工作物」を「原子力発電工作物」に改める。

第三条中「経済産業大臣」を「経済産業大臣及び原子力規制委員会」に、「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に改める。

別記様式中「経済産業大臣」を「経済産業大臣　原子力規制委員会」に改める。

（発電用核燃料物質に関する技術基準を定める省令の一部改正）

第四条　発電用核燃料物質に関する技術基準を定める省令（昭和四十年通商産業省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「経済産業大臣」を「経済産業大臣及び原子力規制委員会」に改める。

第三条から第八条の規定及び第十二条から第十五条の規定中「次の各号に」を「次の各号のいずれにも」に改める。

別記様式中「経済産業大臣」を「経済産業大臣　原子力規制委員会」に改める。

（核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部改正）

第五条　核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に、「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第二条第二項中「第六条」を「第七条」に改める。

第三条第一項中「令第七条」を「令第八条」に改める。

第三条の十二第三項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改める。

第三条の十五中「令第八条」を「令第九条」に改める。

第七条第一項の表第十号の項中「すべて」を「全て」に改める。

第七条の四の二第一項第一号中「令第八条」を「令第九条」に改める。

第七条の九中「令第二条」を「令第三条」に改める。

第八条の七第三号中「写真」を「顔写真」に、「帽子をつけないで撮影した正面上半身像の手札形のもの」を「脱帽して正面から撮影した縦四・五センチメートル横三・五センチメートルのもの（縁無しのものに限る。）」に改める。

様式第一、様式第二の二及び様式第三中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

様式第三の二表面中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同様式裏面中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に、「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に、「又は第56条の3第6項」を「、第56条の3第6項又は第64条の3第8項」に改める。

様式第三の二表面中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同様式裏面中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に、「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

様式第四表面中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同様式裏面中「文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は」を「原子力規制委員会、文部科学大臣、国土交通大臣又は」に、「（文部科学大臣、経済産業大臣」を「（原子力規制委員会」に、「区分（核原料物質使用者、」を「区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者については原子力規制委員会、」に、「、第64条第3項各号の当該区分にかかわらず、文部科学大臣」を「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、この法律（文部科学大臣にあつては第23条第1項第3号及び第5号に掲げる原子炉並びにその附属施設に係る第28条の2第1項の規定、国土交通大臣にあつては実用舶用原子炉及びその附属施設に係る第28条の2第1項の規定）」を「原子力規制委員会は、この法律」に、「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第1項」を「原子力規制委員会は、第1項」に、「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第65条」を「第27号の2から第27号の4まで、第28号」に改める。

様式第五中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

（使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部改正）

第六条　使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

本則中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に、「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第七条の六第三項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改める。

第八条第一項の表中「つど」を「都度」に、「すべて」を「全て」に改める。

第十六条の二中「令第二条」を「令第三条」に改める。

様式第一及び様式第二中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

様式第二の二表面中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同様式裏面中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に、「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に、「又は第56条の3第6項」を「、第56条の3第6項又は第64条の3第8項」に改める。

様式第二の三表面中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同様式裏面中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に、「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

様式第二の三表面中「経済産業大臣又は」を「原子力規制委員会、文部科学大臣、国土交通大臣又は」に、「（文部科学大臣、経済産業大臣」を「（原子力規制委員会」に、「区分（核原料物質使用者、」を「区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者については原子力規制委員会、」に、「、第64条第3項各号の当該区分にかかわらず、文部科学大臣」を「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、この法律（文部科学大臣にあつては第23条第1項第3号及び第5号に掲げる原子炉並びにその附属施設に係る第28条の2第1項の規定、国土交通大臣にあつては実用舶用原子炉及びその附属施設に係る第28条の2第1項の規定）」を「原子力規制委員会は、この法律」に、「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第1項」を「原子力規制委員会は、第1項」に、「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第65条」を「第27号の2から第27号の4まで、第28号」に改める。

様式第四中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第七条　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に、「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第二条第二項中「第十一条」を「第十二条」に、「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第三条の十二第三項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改める。

第七条第一項の表及び第十四条第一項中「すべて」を「全て」に改める。

第十一条の二第二項中「第十一条」を「第十二条」に改める。

第十五条の二中「令第二条」を「令第三条」に改める。

第十九条の十六の四中「各号に」を「各号のいずれにも」に改める。